

**中山間地域の生活環境確保
(買物、交通、医療等)に関する提言**

近畿ブロック知事会

令和8年8月

中山間地域の生活環境確保 (買物、交通、医療等)に関する提言

人口減少は我が国最大の課題である。人口戦略会議は 2100 年の目標として 8,000 万人で人口が定常化することを提言しているが、集落の機能低下に歯止めがかからないことから、特に、人口減少、少子高齢化が進む中山間地域等の条件不利地域で暮らし続けていくための対策を考えることが急務である。

中山間地域においては、長距離の移動や自家用車等の運転が困難な高齢者世帯が増加しているほか、店舗等の廃業・撤退等により、食料品等をはじめとした日常の買物が不便又は困難な状況に直面している。買物は地域住民の「生きがい」や、買物環境を通じた「見守り」など、地域における重要な生活基盤であり、その維持・確保が深刻な問題となっている。加えて、地域における諸活動を担う人材不足により、地域の伝統行事や伝統文化の維持・継承、草刈りや除雪、鳥獣害対応などの集落環境の維持管理が困難となっており、地域コミュニティ自体の存続も危ぶまれている。

また、もとより地方の交通は自家用車に依存し、公共交通が脆弱であり、採算性や人材確保の課題から、安価で利便性の高い公共交通サービスの提供が困難となっており、その利便性の低さが中山間地域の生活環境をさらに悪化させる悪循環をもたらしている。

さらに、地方は医師の実数が少なく、都市部に比べて医師の高齢化が進んでいるほか、地域偏在・診療科偏在も顕著な上、慢性的な医師不足の状況にあり、特に中山間地域の医療機関においては、診療体制の縮小や後継者不足による診療所の閉鎖等が相次いでいる。

加えて、令和 6 年 4 月から適用された医師の働き方改革の影響も懸念されるなど、中山間地域における人材の安定的な確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、国において、令和 6 年 12 月に、医師偏在是正に向けた総合パッケージを策定したが、個々の地域の実情を踏まえるとの方向性は提示されつつも、「医師多数県」の医師は過剰であるとの前提や「医師多数県」の臨時定員地域枠を「医師少数県」へ振り替えるという方針自体は依然として堅持されたままであり、中山間地域を抱える「医師多数県」の医師不足状況を顧みないまま、令和 8 年度も引き続き医学部臨時定員が削減される見込みである。

については、中山間地域の生活環境を維持・確保し安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、次の事項について要望する。

1 買物環境の維持・確保

- (1) 中山間地域を中心に買物環境の維持・確保は全国的な課題であるため、地域住民が将来にわたり住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、持続可能な買物環境の維持・確保に向けた取組に対し支援すること。
- (2) 買物環境の維持・確保に向けた取組支援にあたっては、生活基盤の中核となる店舗・施設の整備やそこに向かう移動手段の確保、移動販売、店舗運営、担い手育成など、各地域の実情に応じた対策取組に対し、引き続き包括的かつ柔軟に支援するとともに、将来にわたって持続的に継続できるよう、新たな取組だけでなく、既に実施されている取組も支援対象に追加すること。

2 地域公共交通体系の維持・確保

- (1) J R ローカル線は、地域住民の生活交通や観光客等の移動手段として、市街地と中山間地域を結ぶネットワークを形成しており、地域の重要な社会基盤となっていることから、財源の確保を含め、国としてその維持に積極的に関与し、鉄道ネットワークの方向性をはじめ、現在の J R の経営状況や、事業構造及び内部補助の考え方を含めたネットワーク維持に係る法的枠組等を、国の責任において明確化するとともに、J R の全路線の収支が開示され、それを踏まえた上で個別の路線の役割や在り方が議論される仕組みとすること。また、鉄道ネットワークの維持・存続のため、地域が一体となって行う利活用促進に向けた取組への支援を行うこと。
- (2) 住民にとって最も身近な移動手段である乗合バスについて、引き続き、住民が安心して利用することができるよう、各事業者の経営を安定させる新たな補助金制度等の構築や、既存制度の補助率のかさ上げなど、必要な財政支援を早急に行うとともに、運転手の確保に向けた支援を充実させること。
- (3) 中山間地域の生活交通として乗合バスだけではなく、タクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成を行っている地方自治体に対しても交付税措置等の財政支援をするとともに、運転手の確保に向けた支援を充実させること。
- (4) A I オンデマンド交通や自動運転をはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装が中山間地域に優先的に行われるよう、地方公共団体が行う実証事業に係る支援及び実装段階における継続的な支援を積極的に行うこと。

3 医療提供体制の維持・確保

- (1) 医師偏在是正にあたっては、最新のデータに基づき、地域の実情を踏まえた医師偏在の課題の整理を行うこと。また、各種の医師偏在是正・確保対策を必要な地域で必要な内容で実行できるよう、従来の医師偏在

指標による対策に留まることなく、地方の意見に耳を傾け、地方の実情を十分に認識した上で、地域に適した対策を講じること。特に、中山間地域等の医師不足、地域で必要とされる診療科医師の不足について、国が主体となり、責任を持って実効性ある対策を講じること。

- (2) 中山間地域の医療提供体制を確保するため、地域医療の実態を十分に把握した上で、恒久定員の増員を含め一定水準の地方の大学医学部定員を担保すること。また、地域に必要な医師が確保されるまで医学部臨時定員を延長するとともに、国が機械的に算出した医師偏在指標による評価によらず、地域の実態を踏まえた配分を行うこと。
- (3) 中山間地域等の医療機関においては、義務年限を終了した地域卒医師の定着対策や、複数の病院での医師の共同雇用が検討されており、地方の医師確保が推進されるよう、地域の実情に応じた包括的な支援を行うこと。また、各専門診療科医の確保が困難な状況の中、中山間地域等の医療機関の期待が大きい総合診療医の育成・確保に向けて、国において、明確なキャリアパスやロールモデルを提示するとともに、地域住民等に対し、「総合診療科」に関する正しい知識の普及を図ること。
- (4) 中山間地域等における医療課題に対応できるよう、オンライン診療や遠隔診療の基盤を強化及び導入支援に積極的に取り組むこと。
- (5) 今後さらなる需要の増大が見込まれる在宅医療の充実に向け、訪問看護師の確保・定着対策を強化すること。

4 地域コミュニティの維持・活性化

- (1) 過疎地域をはじめとする中山間地域等に暮らす人々が地域の伝統文化や伝統行事、自然、食など豊かな地域資源等を守り、活用しながら、誇りを持って安心して暮らし続けることができるよう、今後さらに地域コミュニティの維持・活性化を図っていく必要がある中、その最大の課題の一つともいえる地域の担い手不足に対応するため、地域人材の掘り起こしや育成、外部人材の活用等に係る支援を一層充実させること。
- (2) 農山漁村ならではの地域資源の活用により、都市と農山漁村の交流を促進し、若者等を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層加速させるとともに、移住・定住促進はもとより、地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大への支援をさらに拡充させること。
- (3) 食料の安定供給や適切な多面的機能の発揮の観点から、地域農業の持続的な発展は重要であり、新たな食料・農業・農村基本法に基づく施策の立案・実施に当たっては、生産性向上に向けた基盤整備や経営力の高い担い手の育成など、将来にわたって、地域において持続的な農業生産が行えるよう更に支援を拡充すること。
- (4) 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう拠点の整備などを進める取組へ支援を充実させること。

令和8年8月

近畿ブロック知事会

福井県知事	石	田	嵩	人
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	宮	崎		泉
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤	正	純